

資料編

1 「障害」の表記について

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見がありますが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更するべきとの意見があります。そのような意見を踏まえ、平成26年（2014年）2月に長野県から、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障がいのある人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記するというガイドラインが示されました。本市の計画策定にあたっては、長野県のガイドラインに沿った表記とします。

◆表記の取り扱いについて

- 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する

- 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる
 - ア 法令の名称や用語を用いる場合
 - イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合
 - ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）において表記する場合 等

2 用語解説／障害福祉サービスの内容

(1) 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術の総称。

いこいの広場事業

精神障がい者の居場所や仲間作りの場として実施している。

インクルーシブ

「包み込むような／包摂的な」の意味。「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

インフォーマルなサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の援助のことを指す。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティアなどが担い手となる。

か行

介護保険法

要介護の基準、サービス運営基準などを制定し、公的介護保険の詳細について定めた法律。平成 9 年（1997 年）制定。平成 12 年（2000 年）施行。

基幹相談支援センター

総合的な相談業務や専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止に取組む。松本圏域では令和 2 年 4 月から 1 か所松本市内に設置した。

共生型サービス

「障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて限られた福祉人材の有効活用」という観点から、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 30 年（2018 年）4 月施行）に新たに規定されたサービス。デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい児・者が共に利用できるようになった。

共同生活援助（グループホーム）

主に夜間、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行う。

ケアマネジメント

障がい者の状況に応じた最適な福祉サービスを提供するための一連の方法。福祉サービスを利用する際のプランを作成し、その効果について評価し、サービス内容を変更する。

元気っ子応援事業

子どもたちが、それぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを 18 歳まで応援していく塩尻市独自の事業。

権利擁護

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人に対して、地域で自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより権利を擁護すること。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、社会的障壁を取り除くために必要な調整等を行うこと。

子育て応援教室（ペアレントサポートプログラム）

保護者を対象にした、子どもとの関わり方や保護者のストレスケアについて学ぶ、講義とグループワーク形式の教室。

さ行

支援費制度

身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）が、その必要に応じて利用するサービスの種類ごとに支援費の給付を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法へ移行した。

社会的障壁

障がい者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、考え方、その他一切のものをさす。

重層的支援体制整備事業

既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

就労定着支援

就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るために就労先や自宅等へ訪問し、就労に伴う生活面の課題に対して必要な助言や関係機関との連絡調整などを行う。

手話言語条例

手話が言語であることの認識に基づき、手話言語の普及等に関し、基本理念を定め、行政及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話言語の普及等に関する施策の基本事項などを定める条例のこと。

障害者基本計画

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された計画。

障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障がい者雇用率

障がい者雇用義務は、事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に身体障がい者または知的障がい者を雇用するという状態を実現することであり、この平等の割合が雇用率である。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。2013年（平成25年）4月の改正により、障害者総合支援法へ移行した。

障がい者総合相談支援センター「ボイス」

塩尻市にある松本圏域の障がい者総合相談支援センター。平成22年10月開所。障がい者や障がい児、家族、支援者などから専門の相談員が面接・電話・訪問等により相談を受ける。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、福祉

の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。障害者自立支援法が改正され、2013年（平成25年）4月に施行された。

障害者優先調達推進法

障がい者の経済的な自立を促すため、国や自治体に対し、障がい者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求めている。行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならない。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

ジョブコーチ

就職した障がい者の相談支援を行うほか、職場に付き添い、職場における障がい者の特性に関する理解の促進などの支援を行うコーディネート役。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、一定の自己負担で医療が受けられる制度。精神通院医療、更生医療及び育成医療がある。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害保健福祉圏域における相談支援や障がい者福祉に関する協議の場としている協議会。松本障害保健福祉圏域では平成19年（2007年）2月に設置した。現在、8市村（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）で構成している。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない成年者の権利や財産を法律面や生活面から保護し、支援するための仕組み。法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。

措置制度

障がい者が福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。措置制度の下では利用者側の意向が尊重されにくいという構造が指摘され、社会福祉基礎構造改革以降、全体としては措置制度から契約制度への移行が加速している。

た行

タイムケア

近隣・知人宅や市長が適当と認められた民間団体等が、家族に代わり一時的に障がい者の介護を行うことにより、障がい者とその家族の地域生活を支援する制度。

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。

地域活動支援センター

通所によって、創作活動または生産活動の機会を提供、地域社会との交流の促進等を行い、働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

地域生活支援事業

障がい者が、安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、地域生活において必要となる支援を行う。

地域相談支援

地域移行支援及び地域定着支援をその内容とする。

地域福祉推進協議会

市民が共に支え合い、健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を図り、地域福祉の向上に資するため、(1) 住み慣れた地域で暮らすための福祉の計画及び推進に関すること、(2) 健康でいきいきと暮らし続けるための健康づくり及び計画策定に関することについて、総合的に協議する組織。

地域福祉推進ひろば

家庭や地域で助け合い、支え合いながら、誰もが生き生きと安心して地域で生活することをめざして、知識や経験の有無を問わず、誰でも参加でき、気軽に発言できる場。高齢者・障がい者・子育て・健康の4部会に分かれ、各分野の計画作りのための意見交換や、地域での啓発活動や実践活動の取組を行っている。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

指定特定相談支援事業所

障害者総合支援法のサービス利用を希望する人に対し、サービス等利用計画の作成などを行う。

特別支援教育

心身に障がいがあるため、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒のための教育。平成19年(2007年)に「特殊教育」から「特別支援教育」に改められた。

トライアル雇用

就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用する制度。適性や業務遂行の可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを目的としている。受け入れ企業には補助金が交付される。

な行

日常生活自立支援事業

日常生活における判断能力に不安のある知的障がい者、精神障がい者等で、在宅で生活している人または在宅で生活する予定の人に対し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等の支援を行う。

ニッポン一億総活躍プラン

誰もが活躍できる全員参加型の社会である「一億総活躍社会」の実現に向け、中長期的に実施する政策のパッケージ。平成 28 年（2016 年）6 月に閣議決定された。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設であり、「就学前の子どもを、保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能」や「子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能」を備えている。

なお、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることとなる。

農福連携

農業者等の農業サイドと社会福祉法人や NPO 法人等の福祉サイドが連携をすることで、農業分野で障がい者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする取組。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を背負う人々を当然に含有するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のこと。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいがあり、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。

避難行動要支援者登録制度

登録申請のあった避難行動要支援者について台帳を作成し、あらかじめ市と避難支援者（制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生・児童委員など）が情報を共有することで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって要配慮者の避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行う制度。

福祉就労施設ネットワーク会議

障がい者の就労支援を効果的に推進するため、企業をはじめ雇用・教育・福祉・行政等の各関係機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することにより、障がい者の就労を促進する。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしたプログラム。

訪問看護

病状が安定期にある要介護者等の居宅において、主治医の指示に基づき、看護師等によって行われる療養上の世話や必要な診療。

訪問入浴

家庭の浴槽での入浴が困難な人に対し、家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴ができる。

ま行

松本圏域障害者就業・生活支援センター

国及び県から委託を受けた地域の社会福祉法人等が運営する障がい者の就労支援機関であり、就職を希望されている、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

や行

要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話言語としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

ユニバーサル

社会のあらゆる場面で、障がいの有無にかかわらず、すべての人を対象とした制度やまちづくりを進めること。

ら行

ライフステージ

一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族においては、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期に分かれる。

レスパイト・レスパイトケア

障がい者が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

わ行

我が事丸ごとの地域共生社会

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会。

(2) 障害福祉サービス、障がい児を対象としたサービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事などの身体介護や、掃除、買い物などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護や家事援助、外出時の移動の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある方に対し、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要な程度が著しく高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。
生活介護	常に介護が必要な方に、主に昼間、施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等に就労し、環境変化などによって生活面で課題が生じた方に、相談や事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間の病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
短期入所 （ショートステイ）	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、短期間、障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしをする方に、定期的な巡回訪問や随時の相談対応により、必要な情報提供や助言などの支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な未就学の児に支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
医療型児童発達支援	指定医療機関等に入院している児に日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
医療型児童入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行います。

3 計画策定の経緯

令和2年度（2020年度）の取組

日 付	経 過
7月15日	障害者手帳所持者に対する障がい者福祉に関するアンケートの実施 (7月15日～8月10日)
10月 1日	第1回地域福祉推進協議会にて協議
11月 4日	第2回地域福祉推進協議会にて協議
1月13日	政策調整プロジェクトにて協議
1月14日	地域福祉推進ひろば障がい者部会にて協議（1回目）
1月15日	市民パブリックコメント（～2月12日）
1月21日	庁議にて協議
1月27日	地域福祉推進ひろば障がい者部会にて協議（2回目）
2月10日	全員協議会にて協議
2月12日	第3回地域福祉推進協議会にて協議
3月15日	地域福祉推進ひろば障がい者部会にて協議（3回目）